

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 玉崎

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 1 経営体

個人 1 1 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

法人を中心に、地域が協力して農地、環境を守っていく。

さらに、法人の維持のため、積極的に若い世代を取り込んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 原

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 1 経営体

個人 8 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

法人を中心に、地域が協力して農地、環境を守っていく。

さらに、法人の維持のため、積極的に若い世代を取り込んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 根方

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 1 経営体

個人 8 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

法人を中心に、地域が協力して農地、環境を守っていく。

さらに、法人の維持のため、積極的に若い世代を取り込んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 北長谷

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 1 経営体

個人 7 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

法人と認定農業者が協力し、また地域住民を巻き込みながら農地、環境を守っていく。

さらに、法人の維持のため、積極的に若い世代を取り込んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 三色吉

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 2 経営体

個人 2 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

法人を中心に、地域が協力して農地、環境を守っていく。

さらに、法人の維持のため、積極的に若い世代を取り込んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 小川

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 3 経営体

個人 7 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

法人を中心に、地域が協力して農地、環境を守っていく。

さらに、法人の維持のため、積極的に若い世代を取り込んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 長岡

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 2 経営体

個人 7 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

法人を中心に、地域が協力して農地、環境を守っていく。

さらに、法人の維持のため、積極的に若い世代を取り込んでいく。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議会が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年4月30日

岩沼市長 菊地 啓夫

記



1. 協議の場を設けた区域の範囲

地域 志賀

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和2年4月28日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人 1 経営体

個人 5 経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

法人を中心に、地域が協力して農地、環境を守っていく。

さらに、法人の維持のため、積極的に若い世代を取り込んでいく。